

源泉所得税の改正のあらまし



日パキスタン租税条約関係



平成 20 年 11 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約」(以下「新条約」といいます。)が平成20年11月9日に発効し、源泉所得税については平成21年1月1日から適用開始されることになりました。

この新条約は、我が国とパキスタンとの間の現行の租税条約(以下「現行条約」といいます。)の規定を、最近の国際的な租税条約モデルや我が国の他の租税条約に沿った規定とすることを基本として全面的に改め、両国における課税関係を明確化したものとなっています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成20年11月21日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 新条約では、投資所得(配当、利子、使用料)に対する源泉地国における課税関係が明確化されました。

国際的な租税条約モデルや我が国の他の租税条約に沿って、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対する源泉地国における課税関係が、次のとおり明確化されました。

1 配当

	改正前 (日本法人が支払うもの)		改正後	
	親子会社間配当	議決権株式の 1/3を保有	15%	議決権株式の 50%以上を保有
議決権株式の 25%以上を保有				7.5%
上記以外の配当	20% (国内法による)		10%	

(1) 現行条約では、日本法人が支払う配当に対する源泉地国における限度税率は、議決権株式の3分の1を保有する場合には15%とされています。それ以外の配当については限度税率の定めはありませんので、国内法により原則として20%の源泉徴収が必要です。

(2) 新条約では、配当に係る源泉地国における限度税率は、一般の配当については10%、親子会社間配当のう

ち議決権株式の25%以上を保有する場合には7.5%、更に50%以上を保有する場合は5%とされました。

2 利子

	改正前	改正後
利子	30% (国内法により15%又は20%)	10%
免税となる利子	・国債、地方債、企業発行社債、企業に対する貸付金の利子（国内に恒久的施設を有しない場合に限る） ・政府、政府が所有する金融機関等が受け取る貸付金の利子	政府機関等が受け取る利子

- (1) 現行条約では、利子に係る源泉地国における限度税率は30%とされており、国内法による税率以上となっているため、国内法の税率である15%（公社債等の利子）又は20%（貸付金の利子）が適用されています。ただし、国債、地方債、社債などの一定の利子については免税とされています。
- (2) 新条約では、利子に係る源泉地国における限度税率は10%とされました。また、次に掲げるものについては、源泉地国での課税を免除することとされました。
 - ① 政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行及び政府が全面的に所有する機関が受領する利子
 - ② 政府が全面的に所有する機関によって保証された債権又は保険の引受けが行われた債権に関して支払われる利子

3 使用料

	改正前	改正後
使用料	免税 (国内に恒久的施設を有しない者が受け取るものに限る)	10%

- (1) 現行条約では、国内に恒久的施設を有しない者が受け取る使用料は源泉地国において免税とされています。
- (2) 新条約では、他の条約例に沿って、源泉地国における限度税率は10%とされました。また、使用料の対象に「産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価」及び「産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価」が含まれることとなりました。

4 技術上の役務に対する料金

新条約では、新たに技術上の役務に対する料金に関する規定が設けられ、源泉地国において限度税率10%による課税を行うことになりました。

【適用手続等について】

その支払を受ける配当、利子、使用料及び技術上の役務に対する料金について新条約の適用を受ける場合には、平成21年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、技術上の役務に対する料金について租税条約に関する届出書を提出する場合には、「租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税の軽減・免除）」を使用してください。

2 新条約では、教授等に関する規定が廃止されました。

- (1) 現行条約では、2年を超えない期間大学等の教育機関で教育を行うため日本を訪れるパキスタンの教授等は、その間教育に対する報酬について日本における租税が免除されます。
- (2) 新条約では、この規定が廃止されました。ただし、新条約適用時点で現行条約の特典を受けている教授等は、その特典の続く限り現行条約の適用を受けられる経過措置が設けられました。

3 新条約では、匿名組合契約に関する規定が設けられました。

- (1) 現行条約では、匿名組合契約から生ずる所得の取扱いに関する規定は設けられていません。

(2) 新条約では、匿名組合契約から生ずる所得については、我が国の法令に従って源泉徴収を行うこととされました。

4 新条約では、みなし外国税額控除に関する規定が廃止されました。

(1) 現行条約では、日本の居住者が条約の規定に従いパキスタンにおいて納付する租税の額は、日本において課される租税の額から控除することとされていますが、この控除の適用上、一定の利子について免除された租税の額についてもパキスタンの租税として納付されたものとみなすこととされています。

(2) 新条約では、課税の公平性や中立性の観点から、このみなし外国税額控除の規定が廃止されることとされました。

5 新条約は、源泉所得税に関するものについては、平成 21 年 1 月 1 日以後、支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

新条約は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成 21 年 1 月 1 日以後支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているものについては、その支払期日が平成 21 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行なった日が平成 21 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

(注) 日本の源泉徴収がされない所得に対する租税に関しては、平成 21 年 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の所得から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく
税務署又は税務相談室（電話相談センター）におたずねください。



この社会あなたの税がいきている